

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受けるときは、次のように保険証を使える場合と使えない場合がありますので、ご注意ください。

○ 保険証を使えるとき

医師や柔道整復師に、外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき

※内科的要因によるときは使えません。また、骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

○ 保険証を使えないとき

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等で治療中のもの
- ・労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

○ 施術を受ける時の注意

- ・負傷の原因を正確にきちんと伝えましょう
- ・療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）には、原則として患者の自筆による記入が必要となります。
- ・施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ・領収書を受け取り、大切に保管しましょう。

その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）までお問い合わせください。

2013年漁業センサスを実施します

11月1日に全国の漁業者世帯を対象に2013年漁業センサスが行われます。この調査は日本の漁業の生産や就業の状況などを把握し、水産行政施策の推進のために役立てることを目的とし、5年に1回実施しています。対象となった世帯には、知事が任命した調査員が調査票を持ってお伺いしますので、調査票への記入をお願いします（身分証明書を携帯しています）。

なお、調査した内容は、統計資料作成以外の目的に使用することは一切ありませんので、調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

農林水産省・青森県・東通村



お問い合わせ先：東通村経営企画課 ☎27-2111（内線221）

